

令和6年2月

保護者の皆さん

大阪市教育委員会

## 教職員の働き方改革のご協力のお願い

### ～「時差勤務制度」の導入について～

保護者の皆さんにおかれましては、日頃より本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、教員が子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できるようにするとともにワークライフバランスを実現するために、令和5年5月に「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」を策定し、学校園とともに取り組みを進めているところでございます。

保護者の皆さんには、①学校・地域行事等の見直し ②時間外の対応（電話の音声応答装置での対応、学校閉庁日や定時退庁日を設ける） ③部活動指導（活動時間や休養日の設定）などの取り組みにご理解・ご協力をお願いしているところですが、引き続き、長時間勤務の解消に向け、学校園の働き方改革の取り組みを進めていく必要があります。

今般、更なる取り組みとして、公務効率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的として、「時差勤務制度」を令和6年2月から導入いたしました。

「時差勤務制度」は、通常の勤務時間（教員の場合は8：30～17：00）を、公務に支障のない範囲で、前後60分まで（15分単位）繰り上げ又は繰り下げして勤務することができる制度です。この制度を活用することとなった教職員は、従来と勤務時間が異なる場合があります。

引き続き、教職員の働き方改革にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。